

内閣府令第六十五号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二十七条の六の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年十月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

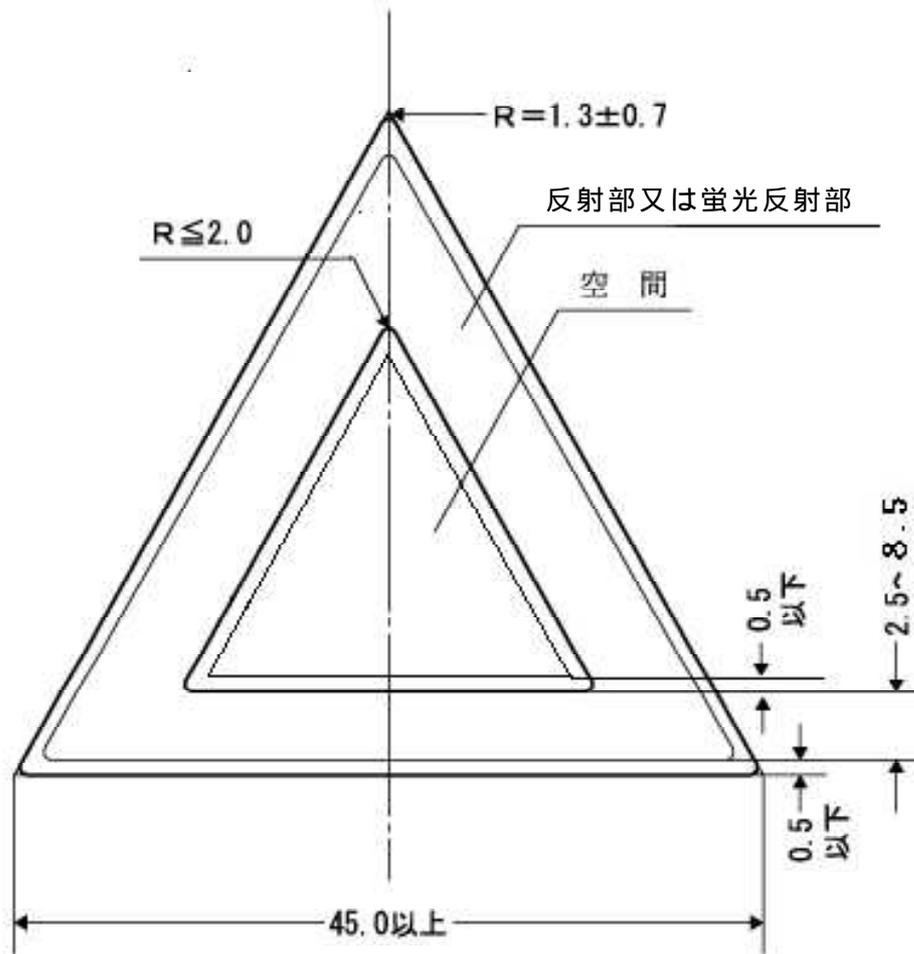
第九条の十七第一号イ中「別記様式第五の五」の下に「に定める様式の中空の正立正三角形の反射部若しくは蛍光反射部を有するもの」を加える。

第九条の十八第一号イ中「別記様式第五の六」を「別記様式第五の五に定める様式の中空の正立正三角形の蛍光反射部を有するもの又は別記様式第五の六」に、「けい光部及び非けい光部」を「蛍光部及び非蛍光部」に改め、同号口中「けい光」を「蛍光」に改め、同号八を次のように改める。

八 蛍光の色にあつては赤色又は橙色^{とん}であり、非蛍光部の色にあつては赤色であること。

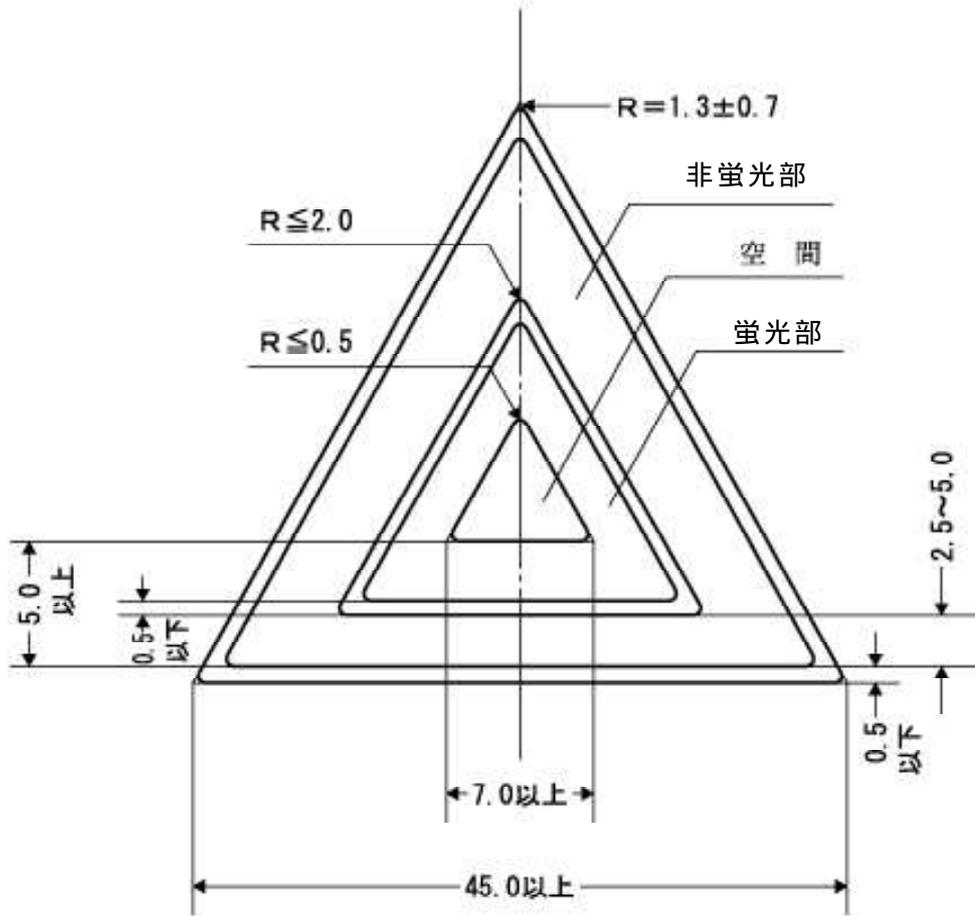
別記様式第五の五及び別記様式第五の六を次のように改める。

別記様式第五の五（第九条の十七、第九条の十八関係）



- 備考 1 図中の「反射部又は蛍光反射部」は、昼間用停止表示器材にあつては、「蛍光反射部」とする。
- 2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第五の六（第九条の十七、第九条の十八関係）



- 備考
- 1 図中の「非蛍光部」は、夜間用停止表示器材にあつては、「反射部」とする。
 - 2 蛍光部の面積は、247平方センチメートル以上とする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

附 則

この府令は、平成二十六年十月九日から施行する。